

# 石川県公報

平成 25 年 1 月 25 日

第 1 2 5 6 4 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜発行

## 目 次

告 示		公 告	
医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	3
生活保護法に基づく指定医療機関の診療所及び薬局の 廃止の届出 (同)	1	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の 自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅 介護事業所の廃止の届出 (同)	3
介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	2	医療支援給付のための施術を担当させる者の指定 (同)	4
生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の 廃止の届出 (同)	2	漁業災害補償法第105条第1項第2号口の規定による 加入区(区域及び区分)の設定の一部改正 (水産課)	4
医療扶助のための施術を担当させる者の指定 (同)	2	石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正 (出納室)	4
医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	2	入札公告 (危機対策課)	4
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の 自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療 所及び薬局の廃止の届出 (同)	3	公共測量終了公告 (監理課)	5

## 告 示

### 石川県告示第20号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年1月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
クスリのアオキ高松薬局	かほく市高松ア24番2	平成24年12月17日
クスリのアオキ向本折薬局	小松市向本折町二24番1	平成25年1月1日
しいの木薬局	能美市寺井町ウ82番地	〃

### 石川県告示第21号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所及び薬局を廃止した旨の届出があった。

平成25年1月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
いずみ薬局	白山市美川末広町ヨ15番地	平成24年11月30日
新谷医院	羽咋郡志賀町末吉畷70	平成24年12月26日
クスリのアオキ向本折薬局	小松市向本折町二24番1	平成24年12月31日
しいの木薬局	能美市寺井町レ109番地1	〃

## 石川県告示第22号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年1月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 サンウェルズ	金沢市米泉町2丁目76番地1	リハ・リゾート加賀 デイサービス	加賀市小菅波町2丁目54番1	平成24年12月12日
株式会社 ヘルスプランニング金沢	金沢市京町2番18号	しいの木薬局	能美市寺井町ウ82番地	平成25年1月1日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1丁目4番14号	アースサポート白山	白山市村井町1998番地1	〃
医療法人社団 慈豊会	加賀市大聖寺永町イ17	大聖寺なでしこの家	加賀市大聖寺番場町29番4	平成25年1月8日

## 石川県告示第23号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成25年1月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 ヘルスプランニング金沢	金沢市京町2番18号	しいの木薬局	能美市寺井町レ109番地1	平成24年12月31日

## 石川県告示第24号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成25年1月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名(名 称)	所 在 地	指定年月日
新 谷 圭 介 (ア ラ ヤ 接 骨 院)	白山市四日市町8番地1	平成25年1月11日

## 石川県告示第25号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年1月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
クスリのアオキ高松薬局	かほく市高松ア24番2	平成24年12月17日
クスリのアオキ向本折薬局	小松市向本折町二24番1	平成25年1月1日
しいの木薬局	能美市寺井町ウ82番地	〃

#### 石川県告示第26号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所及び薬局を廃止した旨の届出があった。

平成25年1月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
いずみ薬局	白山市美川末広町ヨ15番地	平成24年11月30日
新谷医院	羽咋郡志賀町末吉畷70	平成24年12月26日
クスリのアオキ向本折薬局	小松市向本折町二24番1	平成24年12月31日
しいの木薬局	能美市寺井町レ109番地1	〃

#### 石川県告示第27号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年1月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 サンウェルズ	金沢市米泉町2丁目76番地1	リハ・リゾート加賀 デイサービス	加賀市小菅波町2丁目54番1	平成24年12月12日
株式会社 ヘルスプランニング金沢	金沢市京町2番18号	しいの木薬局	能美市寺井町ウ82番地	平成25年1月1日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1丁目4番14号	アースサポート白山	白山市村井町1998番地1	〃
医療法人社団 慈豊会	加賀市大聖寺永町イ17	大聖寺なでしこの家	加賀市大聖寺番場町29番4	平成25年1月8日

#### 石川県告示第28号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成25年1月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 ヘルスプランニング金沢	金沢市京町 2 番18号	しいの木薬局	能美市寺井町レ109 番地 1	平成24年 12月31日

### 石川県告示第29号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成25年 1 月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名 (名 称)	所 在 地	指定年月日
新 谷 圭 介 (ア ラ ヤ 接 骨 院)	白山市四日市町 8 番地 1	平成25年 1 月11日

### 石川県告示第30号

漁業災害補償法第105条第 1 項第 2 号口の規定による加入区（区域及び区分）の設定（平成16年石川県告示第461号。以下「告示第461号」という。）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

なお、改正後の告示第461号は、この告示の施行の日以後に共済責任期間の開始する共済契約について適用し、同日前に共済責任期間の開始した共済契約については、なお従前の例による。

平成25年 1 月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の狼煙加入区の項区分の欄を次のように改める。

法第104条第 2 号に掲げる漁業

### 石川県告示第31号

石川県指定金融機関の名称及び所在地（昭和39年石川県告示第192号）の一部を次のように改正し、平成25年 1 月 28日から施行する。

平成25年 1 月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の株式会社北国銀行富山東部支店の項の次に次のように加える。

魚	株式会社北国銀行魚津支店	富山県富山市町村 1 丁目
---	--------------	---------------

## 公 告

### 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成25年 1 月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 委託業務名

志賀原子力発電所に係る緊急時防護措置区域の避難時間推計業務委託

##### (2) 業務内容

入札説明書による。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成25年3月29日まで

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成24年度において競争入札参加資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

3 入札者に要求される義務

入札者は、次に掲げる事項について証明する書類を平成25年2月1日（金）までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 避難時間推計計算の実績を有すること。

(2) 使用する避難時間推計計算ソフトが仕様書に示す機能要件を満たしていること。

(3) 業務の実施体制を確保できること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒920 - 8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県危機管理監室危機対策課防災グループ

電話番号 076 - 225 - 1482 F A X 番号 076 - 225 - 1484

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札の日時及び場所

平成25年2月8日（金）午後2時（郵送の場合は、簡易書留とし、同日正午までに必着とする。）

〒920 - 8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁行政庁舎6階 603会議室（入札後、即時開札する。）

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、小松市粟津駅西地区土地区画整理組合設立準備委員会委員長から、次のとおり公共測量を終了する旨の通知があった。

平成25年 1月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (小松市粟津駅西地区土地区画整理事業)	平成24年 5月11日から 同年 9月28日まで	小松市西部地域